

平成24年度障害者虐待の状況について

〔平成25年9月18日
障害者支援課〕

1 趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成24年10月1日施行、以下「法」という。)に基づき防止に取り組んでいる障害者虐待について、平成24年度の状況を取りまとめた。

2 取りまとめの概要

法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について県が公表すべき事項のほか、養護者によるものについて市町から、使用者によるものについて広島労働局から提供された情報に基づいて集計等を行った。

<集計等の概要>

対象者：県内在住の障害者

対象期間：平成24年10月1日～平成25年3月31日

内容：法による虐待の区分ごとの件数及び虐待行為の内容等

3 集計結果の概要(詳細は「2, 3ページ」のとおり)

(1) 養護者による障害者虐待

① 件数…33件

② 概要…虐待を受けた人は、性別では女性が23人で70%、年齢層による大きな差は見られず、障害の種別では、知的障害、精神障害、身体障害の順となっている。
虐待をした人の続柄は、母親と兄弟姉妹が同数で最も多い。
虐待行為は、身体的虐待が最も多い。

③ 対応…「虐待者から分離」したものが33%で、分離の方法は「契約による障害福祉サービスの利用」が半数を占めている。
「虐待者から分離していない」ものが58%で、内容は「養護者への指導・助言」、「障害福祉サービス以外のサービスの利用」、「見守り」などである。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

① 件数…1件

② 概要…虐待があったのは、就労継続支援B型事業所で、虐待した者の職種は職業指導員である。
なお、件数が1件であり、プライバシー保護のため、虐待を受けた人の状況は公表しない。

③ 対応…県は障害者総合支援法の規定に基づき事業所の指導監査を行い、虐待の事実を確認し、事業所に対して、原因の究明、再発防止の取組等について報告を求めた。今後、報告の内容を検証し、必要に応じ勧告等を行う。

(3) 使用者による障害者虐待

① 件数…6件(7人)

② 概要…虐待を受けた人は、性別では男性が5人で71%、年齢層による大きな差は見られず、障害の種別では、知的障害が最も多い。
虐待行為は、全て経済的虐待であり、虐待をした人は、全て事業主である。
虐待のあった事業所の規模は5～29人が5件、30～99人が1件である。

③ 対応…指導権限を有する広島労働局で対応している。

4 県の取組

市町及び県権利擁護センター、労働局等の関係機関と連携し、次の取組を推進していく。

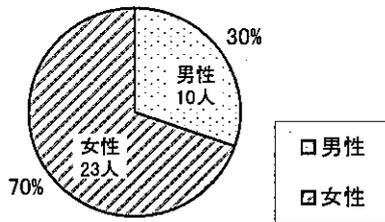
- (1) パンフレット等により、県民・市町・事業所等における法の趣旨や通報義務等の定着を促進する。
- (2) 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- (3) 市町や市町虐待防止センター、施設等での虐待防止を担当する職員を対象とした研修を実施する。
- (4) あいサポート運動を通じて、障害者への差別や虐待につながる偏見、無理解を取り除くよう努める。
- (5) 広島県虐待防止ネットワーク推進会議により、関係機関、当事者団体等と虐待防止方策を検討する。

(1) 養護者による障害者虐待

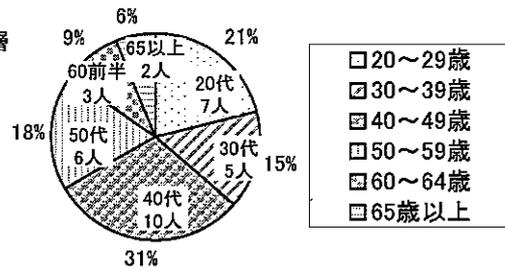
虐待と確認できた件数 33件

<虐待を受けた人の状況>

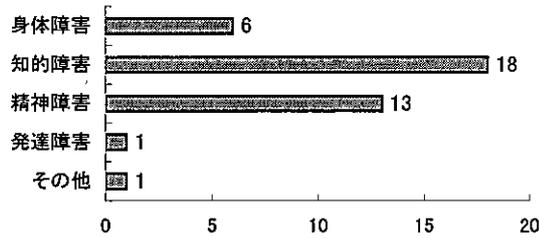
○性別



○年齢階層

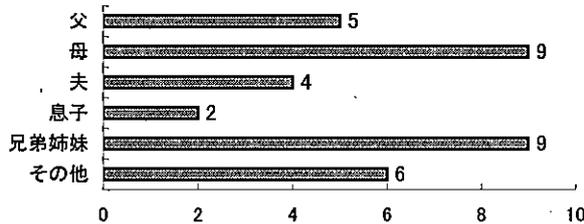


○障害の種別(重複あり)



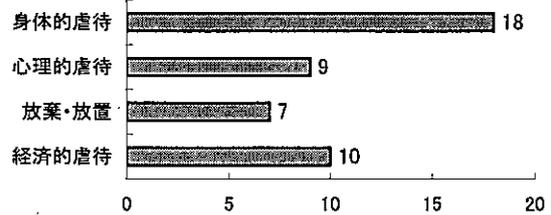
<虐待をした人の状況> (複数の虐待者がいる事例あり)

○続柄



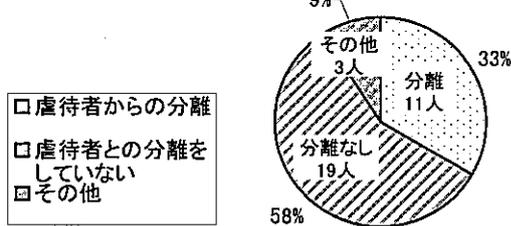
<虐待の内容>

○虐待の種別(重複あり)

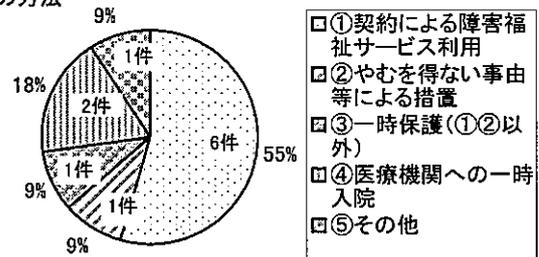


<虐待への対応策>

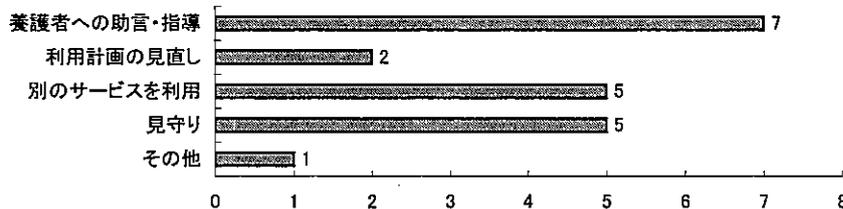
○虐待者との分離の有無



○分離の方法



○分離をしなかった事例の対応(重複あり)



(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

虐待と確認できた件数 1件

虐待があった事業所	就労継続支援B型
虐待を行った人の職種	職業指導員

<県がとった措置>

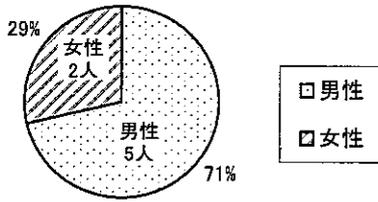
障害者総合支援法に基づく指導監査を実施し、虐待の事実を確認した。事業者から改善報告を求めているところであり、報告結果等を受け、再発防止に向けた指導等を行う。

(3) 使用者による障害者虐待

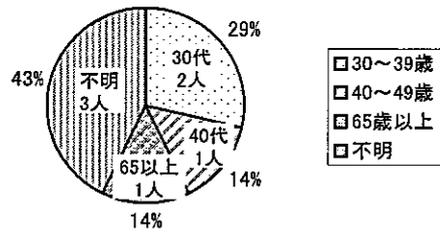
虐待と確認できた件数 6件

<虐待を受けた人の状況> (1つの事業所に複数の被虐待者がいる事例あり)

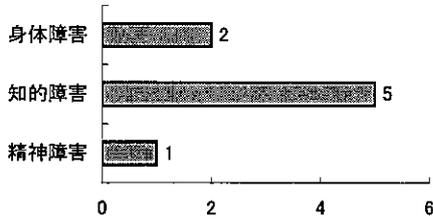
○性別



○年齢階層



○障害の種類(重複あり)

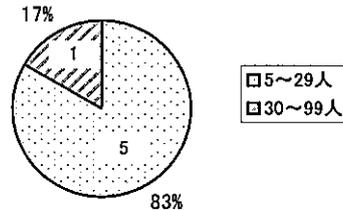


<虐待のあった事業所等>

○虐待を行った使用者

事業主	6件
-----	----

○事業所の規模



<虐待の内容>

○虐待の種別

経済的虐待	6件
-------	----

(参考) 障害者虐待防止等のスキーム

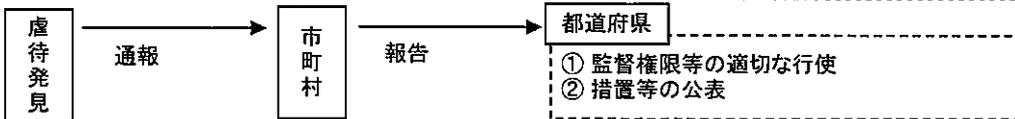
養護者による障害者虐待

[市町村の責務] 相談等, 居室確保, 連携確保



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務] 虐待防止等のための措置の実施



使用者による障害者虐待

[事業主の責務] 虐待防止等のための措置の実施

